

国立市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 29 年 6 月 12 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 介護保険法施行規則の一部改正に伴い、主任介護支援専門員の定義を改めるため、条例の一部を改正するものである。

国立市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

国立市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例(平成26年12月国立市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者」を「介護支援専門員であって、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了したもの(当該研修を修了した日(以下この号において「修了日」という。)から起算して5年を経過した者)にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。)」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。